



2 経営第 3397 号
令和 3 年 3 月 29 日

九州農政局長 殿

経営局長

農地売買等支援事業実施要領の一部改正について

農地売買等支援事業実施要領（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 321 号農林水産省構造改善局長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、今後とも本事業の円滑かつ適切な実施につき御配慮をお願いします。

なお、貴局管内各県知事に対しては、貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切に指導していただくようお願いする。



○「農地売買等支援事業実施要領（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 321 号農林水産省構造改善局長通知）」一部改正新旧対照表
 (下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">農地売買等支援事業実施要領</p> <p>第 1～第 3 〔略〕</p> <p>第 4 本事業実施の原則 農地中間管理機構等（農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「機構法」という。）第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）及び旧農地保有合理化法人（農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 102 号。以下「基盤強化法等の一部改正法」という。）附則第 3 条に規定する旧農地保有合理化法人をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）による本事業の実施に当たっては、基盤強化法第 4 条第 4 項第 1 号に規定する利用権設定等促進事業又は農業委員会が行う農地移動適正化あっせん事業（「農地移動適正化あっせん事業実施要領」（昭和 45 年 1 月 12 日付け <u>44</u> 農地 B 第 3712 号農林事務次官依命通知）に規定するあっせん事業をいう。）の活用を図り、かつ、市町村公社、農業協同組合その他関係機関との密接な連携をとるものとする。</p> <p>第 5 本事業の要件 要綱第 5 の「別に経営局長が定める」とは、次に掲げるとおりとする。 1 担い手支援タイプの事業 (1) 農用地等売渡事業 ア・イ 〔略〕 ウ 農用地等及び農業用施設等の売渡し、交換及び貸付けを行った後の売渡し（以下「売渡し等」という。）を行う場合の相手</p>	<p style="text-align: center;">農地売買等支援事業実施要領</p> <p>第 1～第 3 〔略〕</p> <p>第 4 本事業実施の原則 農地中間管理機構等（農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「機構法」という。）第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）及び旧農地保有合理化法人（農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 102 号。以下「基盤強化法等の一部改正法」という。）附則第 3 条に規定する旧農地保有合理化法人をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）による本事業の実施に当たっては、基盤強化法第 4 条第 4 項第 1 号に規定する利用権設定等促進事業又は農業委員会が行う農地移動適正化あっせん事業（「農地移動適正化あっせん事業実施要領」（昭和 45 年 1 月 12 日付け農地 B 第 3712 号農林事務次官依命通知）に規定するあっせん事業をいう。）の活用を図り、かつ、市町村公社、農業協同組合その他関係機関との密接な連携をとるものとする。</p> <p>第 5 本事業の要件 要綱第 5 の「別に経営局長が定める」とは、次に掲げるとおりとする。 1 担い手支援タイプの事業 (1) 農用地等売渡事業 ア・イ 〔略〕 ウ 農用地等及び農業用施設等の売渡し、交換及び貸付けを行った後の売渡し（以下「売渡し等」という。）を行う場合の相手</p>

方は、次の要件を満たすこととする。

(ア) [略]

(イ) 中心経営体（人・農地プラン（農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）第2の人・農地プランをいう。以下同じ。）に位置づけられた今後の地域の中心となる経営体をいう。以下同じ。）又は農地中間管理機構から農地を借り受けている者であって、農用地等の売渡し等を行うときにおいて、以下の要件を満たしている者とする。

a [略]

b (イ)の a の人・農地プランが実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知。以下「人・農地プラン通知」という。）2（1）の実質化された人・農地プランをいい、人・農地プラン通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン及び人・農地プラン通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。なお、令和3年度に限り、人・農地プラン通知5（1）に基づく工程表の公表が行われている地区の人・農地プランを含む。）であること。

c [略]

(ウ)～(カ) [略]

(2)～(5) [略]

2 [略]

第6～第11 [略]

(別紙) [略]

別表 [略]

方は、次の要件を満たすこととする。

(ア) [略]

(イ) 中心経営体（人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）第2の人・農地プランをいう。以下同じ。）に位置づけられた今後の地域の中心となる経営体をいう。以下同じ。）又は農地中間管理機構から農地を借り受けている者であって、農用地等の売渡し等を行うときにおいて、以下の要件を満たしている者とする。

a [略]

b (イ)の a の人・農地プランが実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「人・農地プラン通知」という。）2（1）の実質化された人・農地プランをいい、人・農地プラン通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン及び人・農地プラン通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。なお、令和2年度に限り、人・農地プラン通知5（1）に基づく工程表の公表が行われている地区の人・農地プランを含む。）であること。

c [略]

(ウ)～(カ) [略]

(2)～(5) [略]

2 [略]

第6～第11 [略]

(別紙) [略]

別表 [略]

<p>参考様式 1</p> <p>農地売買等支援事業実施計画（変更）承認申請書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者（住 所） （名 称） （代表者） (削る)</p> <p>以下 〔略〕</p>	<p>参考様式 1</p> <p>農地売買等支援事業実施計画（変更）承認申請書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者（住 所） （名 称） （代表者） 印</p> <p>以下 〔略〕</p>
<p>参考様式 2 - 1 - 1 ~ 参考様式 2 - 3 - 2 〔略〕</p>	<p>参考様式 2 - 1 - 1 ~ 参考様式 2 - 3 - 2 〔略〕</p>
<p>参考様式 3</p> <p>農地売買等支援事業実施計画承認申請書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省経営局長 殿</p> <p style="text-align: right;">公益社団法人全国農地保有合理化協会 会 長 (削る)</p> <p>以下 〔略〕</p>	<p>参考様式 3</p> <p>農地売買等支援事業実施計画承認申請書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省経営局長 殿</p> <p style="text-align: right;">公益社団法人全国農地保有合理化協会 会 長 印</p> <p>以下 〔略〕</p>

<p>参考様式 4</p> <p style="text-align: center;">農地売買等支援事業実績報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 (住 所) (名 称) (代表者) (削る)</p> <p>以下 〔略〕</p>	<p>参考様式 4</p> <p style="text-align: center;">農地売買等支援事業実績報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 (住 所) (名 称) (代表者) 印</p> <p>以下 〔略〕</p>
<p>参考様式 5</p> <p style="text-align: center;">農地売買等支援事業実績報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省経営局長 殿</p> <p style="text-align: right;">公益社団法人全国農地保有合理化協会 会 長 (削る)</p> <p>以下 〔略〕</p>	<p>参考様式 5</p> <p style="text-align: center;">農地売買等支援事業実績報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省経営局長 殿</p> <p style="text-align: right;">公益社団法人全国農地保有合理化協会 会 長 印</p> <p>以下 〔略〕</p>
<p>参考様式 6</p> <p>地方農政局長 殿</p> <p>〔北海道及び（公社）全国保有合理化協会にあっては、農林水産大臣 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕</p>	<p>参考様式 6</p> <p>地方農政局長 殿</p> <p>〔北海道及び（公社）全国保有合理化協会にあっては、農林水産大臣 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕</p>

<p>都道府県知事 (削る) 公益社団法人全国農地保有合理化協会 (削る) 会 長</p> <p>令和 年度農地売買等支援事業交付決定前着手届</p> <p>以下 〔略〕</p>	<p>都道府県知事 印 公益社団法人全国農地保有合理化協会 印 会 長</p> <p>令和 年度農地売買等支援事業交付決定前着手届</p> <p>以下 〔略〕</p>
--	--

附 則

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農地売買等支援事業実施要領の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。